・りそな銀行萩ノ茶屋支店　タニグチ　モリヨ名義　普通預金口座0097190
・りそな銀行萩ノ茶屋支店　タニグチ　イサオ名義　普通預金口座8371646
・りそな銀行東青梅支店　カワカミ　ミカ名義　普通預金口座4398364
・りそな銀行深井支店　クラタ　カオリ名義　普通預金口座4721599
・りそな銀行松本支店　イトウ　トミオ名義　普通預金口座1143233
・稚内信用金庫南支店　ユラ　ヨシカズ名義　普通預金口座1029090

⑸　参考となる主な犯行の方法

ア　被害者を信用させるための手段として、融資先となる被害者の口座にいわゆる「見せ金」を振り込む方法を用い、「あなたの口座に１万円から手数料を引いた金額を振り込みます。融資の際の保証料として、１か月分の返済額に当たる金額に口座確認のための１万円を足した金額を指定する口座に振り込んでください。」などと言って、被害者に入金確認をさせてから指定口座にお金を振り込ませる。

イ　「融資のためには審査の手数料が必要で、現在借入れのあるクレジット会社５件分の５万円を入金してください。」、「融資を行うために、もう何万円か保証料として入金が必要です。」などとうそを言う。

５　開始決定の時における給付資金の額　金1,442万3,170円

６　支給申請期間

平成23年１月７日から平成23年３月７日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　第一審判決　旭川地方裁判所　控訴審判決　札幌高等裁判所

⑵　裁判年月日　第一審判決　平成21年９月29日　控訴審判決　平成22年５月25日

⑶　確定年月日　平成22年６月９日

⑷　被告人の氏名又は名称　髙野龍太郎

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、共犯者ら多数名とともに，被告人を首謀者として、その指揮命令に基づき、真実は融資を行う意思がないのに虚偽のダイレクトメールを送付するなどの方法により、反復して融資申込者多数名から、融資に必要な費用等の名目で現金を詐取するなどして利益を図ることを共同の目的とする団体を形成していたものであるが、共犯者らと共謀の上、前記団体の活動として、前記組織により

ア　前記詐取に係る犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成18年12月４日から平成21年１月15日の間、合計922回にわたり、被告人らによって不正に金員の交付を要求された多数名をして、現金合計3,595万4,143円を被告人らの管理する第三者である他人名義の銀行等の普通預金口座等166口座に振込入金させて預け入れ、もっていずれも、犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

イ　融資申込者から融資に必要な費用等の名目で金員を詐取するとともに、同詐取に係る犯罪収益の取得につき事実を仮装しようと企て、平成20年９月９日ころから平成21年１月16日ころまでの間、合計98回にわたり、合計４名に対し、電話で、真実は融資を実行する意思がないのにこれあるように装ってうそを言った上、前記４名をして、融資に必要な費用等を振込入金すれば融資を受けられるものなどと誤信させ、平成20年９月10日から平成21年１月19日までの間、合計98回にわたり、現金合計1,199万5,160円を被告人らの管理する第三者である他人名義の銀行等の普通預金口座等16口座に振込入金させて預け入れ、もって、いずれも団体の活動として、詐欺の罪に当たる活動を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

アにつき組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制に関する法律第10条第１項前段違反
イにつき同法律第３条第１項第９号、第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒070―8636 北海道旭川市花咲町４丁目
旭川地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号0166―46―6677（直通）

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（旭川地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（旭川地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２２年（フ）第１３０号**

北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地149
債務者　丹羽　まみ

１　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第１３１号**

北海道空知郡奈井江町字奈井江748番地149
債務者　藤平　麗子

１　決定年月日時　平成22年12月20日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２２年（フ）第５９７号**

秋田市楢山太田町６番２号
債務者　石塚　　匠

１　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３８８号**

山形県西村山郡西川町大字吉川918番地１
債務者　清野　陽子

１　決定年月日時　平成22年12月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　定治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２８７号**

福島県郡山市字古川100番地の５
債務者　渡邊　智春

１　決定年月日時　平成22年12月20日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　淑企
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係